

「開発協力大綱案」に関する意見

【氏名】 一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター

【メールアドレス】 office@hurights.or.jp

【意見及びその理由】

<意見 1>1 ページ冒頭の「I. 基本的考え方」の「1. 策定の趣旨・背景」あるいは「2. 開発協力の目的」で、「開発協力は、地球上に暮らすすべての人～そこにはあらゆる多様性を踏まえた女性・少女、性的マイノリティの人たちが含まれる～が、エネルギー・食料危機、インフレ、債務危機、人道危機ともあいまった複合的危機や多様な脅威から自らを守るだけでなく、自身の基本的自由と人権を保障され、自らに本来備わっている強さと希望に拠って立ち、生存・生活・尊厳を享受するという「人間の安全保障」の理念を実現するために実施される。それは、地球上に生きる全ての人の共生と連帯を促進する開発協力であり、地球益に貢献し、また国際社会の分断リスクの緩和に貢献するという形で日本の国益にも合致する」という一文を入れてください。

<理由>現案は日本の「国家安全保障」への貢献に重点が置かれすぎており、地球上に生きるすべての人の幸福を促進するというこれまで日本が重視してきた開発協力の理念から乖離しているため。

<意見 2>4 ページ「(4) 包摂性、透明性及び公正性に基づく国際的なルール・指針の普及と実践の主導」という表現では明確さに欠け、具体的な実施につながらない懸念があります。「国際人権諸条約を始めとする国際的に確立した人権基準」および「ビジネスと人権に関する指導原則」等を付記し、基づくべき重要な「ルール・指針」を示してください。

さらに、「ルール・指針」と、末尾の「債務の罨や経済的威圧を伴わず、開発途上国の自立性・持続性を損なうことのない協力を実現していく」こととの関連を明記してください。

<理由>世界人権宣言および国際人権諸条約、SDGs、「ビジネスと人権に関する指導原則」、「国際協力機構（JICA）環境社会配慮ガイドライン」などを指すことを明確にし、開発協力が拠って立つ「国際的なルール・指針」を明示し、そのことにより開発協力大綱に関する政策の一貫性を担保するため。

<意見 3>5 ページ (2) 「ア 包摂性」に関する文章を以下のように修正してください。「一部の国では格差の拡大や人道状況の悪化が見られている。そうした状況においては、多様な女性と少女、障害者、先住民族、少数民族、性的マイノリティ、ユース、高齢者、無国籍者、移民、難民・避難民など、周縁化され脆弱な立場に置かれがちな人たちが一層、厳しい状況に置かれることが明らかになっており、そうした多様な人たちを包摂し人権を保障する支援の重要性が今までになく高まっている。」

<理由>より具体的な記述とすることにより、包摂性の理解と支援を確実にするため。

<意見 4>5 ページ (3) 「イ デジタル」の最後に以下を加えてください。「デジタル格差やデジタル技術の発展による脆弱性（サイバーセキュリティ）にも対応し、特に女性と少女や性的マイノリティ、民族的マイノリティを始めとする特定のグループに対する偏見の助長・強化や、オンライン暴力の蔓延を効果的に規制・防止するための方策を講じる。」

<理由>デジタル技術の発達が世界の様々な場所で引き起こしている暴力的・人権侵害的事象を認識し、適切かつ効果的に対応することは開発協力においても重要な課題であるため。

<意見 5>6 ページから7ページの「3. 複雑化・深刻化する地球規模課題への国際的取組の主導」について、(1) (2) に続き (3) として、「以下に挙げる取組の実施にあたっては、女性・少女、障害者、性的マイノリティ、民族的マイノリティ、高齢者、ユース、貧困層、難民・国内避難民、無国籍者を始めとする周縁化され脆弱な立場に置かれがちな人々が包摂され、主体性を尊重される形で開発協力に参加できるよう留意する」というパラグラフを追加してください。現案の (3) を (4) にしてください。

<理由>「誰一人取り残さない」という SDGs の理念を実現するために包摂性の丁寧な実現は必要不可欠であるため。

<意見 6>7 ページ「ア 気候変動・環境」に、「生物多様性の主流化やプラスチック汚染対策. . . に加え、「脱炭素への取組の加速」を入れてください。

<理由>気候変動・環境対応に欠かせない施策であるため。

<意見7>7ページ「イ 保健」に、「また「性と生殖に関する健康と権利（SRHR）」の実現をUHCの一環として位置づける」という一文を加えてください。

<理由>UHCの実現に欠かせない要素であるため。

<意見8>6ページから7ページにかけての「3. 複雑化・深刻化する地球規模課題への国際的取組の主導」の（2）に「オ 労働」を加え、次のように記載してください。

「児童労働や強制労働をはじめとする労働の課題は、「人間の安全保障」およびSDGsの達成に向け極めて重要であり、企業と連携して開発協力を実施する際の重要な課題でもある。『「ビジネスと人権」に関する行動計画』を踏まえ、「ビジネスと人権」に関する政府の取組として特別な注意を払う。」

<理由>（2）で強調されている「人間の安全保障」及びSDGsのベースには人権尊重があり、現案のアからエに加え、「ビジネスと人権」の観点を加えることが重要であるため。世界に蔓延する児童労働や強制労働をはじめとする「労働」の問題を、開発協力を密接に関連する重要な「地球規模課題」として明記し、また、『「ビジネスと人権」に関する行動計画』策定後に改定する開発協力大綱として、同行動計画との「政策の一貫性」を保証する必要があるため。

<意見9>8ページ「ウ 同志国等」という表現は削除してください。

<理由>開発協力は「地球上に暮らすすべての人」の幸福に資することを目的とし、そのことにより分断および敵対的な関係、さらに軍事衝突などのリスクを解消し、世界の安定と平和に資するために実施されることが重要であると考えるため。

<意見10>9ページ「オ 市民社会」の箇所の「NGOを始めとする市民社会は、現地のニーズに寄り添った迅速な協力を通じ世界各地の人道支援等開発協力における存在感を拡大している」の代わりに、以下に示す現行の「開発協力大綱」のP11（オ）「市民社会との連携」の最初のテキストを継承してください。

「開発現場の多様な考え方，ニーズをきめ細かに把握し，状況に応じて迅速に対応できる国内外の NGO／市民社会組織（CSO），民間財団等との連携は，協力効果の向上及び当該国の公正で安定的な発展にとって重要である。」

また、「戦略的パートナーと新たに位置付けた上で」を、「重要なパートナーとして再確認した上で」に替えてください。

そして、この項目の最後に、「事業実施にあたり、地元住民の自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意（FPIC）の実施を確保すること」を追記してください。

<理由>7 ページ（1）で示されている「共創を実現するための連帯」を目的とする開発協力大綱を実施するためには、事業対象国の NGO も含むと解釈できる現大綱の「国内外の NGO／市民社会組織（CSO）」という説明を継承することが重要と考えるため。「開発協力の戦略的パートナー」という表現は、特定の団体や組織を日本の政策への貢献のために選ぶという印象がぬぐえないため。また事業実施地での住民の同意や参加は重要な課題だと考えるため。

<意見 11> 9 ページ「ク 知日派・親日派人材・在外日系人等」に関する記述は削除してください。

<理由>知日派・親日派という曖昧かつ政治的に受け取られる表現で支援対象者を限定することは、開発協力の趣旨に鑑みて不適切であると考えられるため。

<意見 12>12 ページ「（1）民主化の定着、法の支配及び基本的人権の保障に係る状況」に関し、現案に続いて以下の文章を加えてください。

「その際には、国連人権理事会での報告や人権条約機関の文書をはじめ国際機関における各国別の人権情報を踏まえ、当該国の人権状況が悪化している場合には、新規事業の開始および既存事業の継続について停止の検討や、当該国への改善の働きかけを行う。」

<理由>人権侵害が確認された場合には、援助の一時停止を含め、当該国に働きかけ開発協力が人権侵害に加担しないことを明記する必要があるため。2021年に軍事クーデターが起きたミャンマーあるいはフィリピンなどへの援助継続が大きな課題となっており、人権侵害に加担しない開発協力の保証はアカウンタビリティ確保という観点からも重要であるため。

<意見 13>12 ページ (2) 「軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避」に以下の文章を加えてください。

「開発協力が軍事的用途に転用されることがないように、外交ルートを通じて不断にモニターし、国連をはじめとする国際機関の情報に基づき、軍事転用リスクの高い国に対しては軍関係機関への協力を実施しない。」

理由：軍への物資提供は、たとえば災害救援の役割を終えた後には軍事転用のリスクを常に伴うため。軍事転用リスクには、他国との対峙だけでなく、国内の反体制勢力への弾圧なども含まれる。

<意見 14>：12 ページ「(4) 開発に伴う環境・気候変動への影響」を「(4) 開発に伴う人権及び環境・気候変動への影響」とし、本文を「開発協力の実施にあたっては、持続可能な開発を実現するため、ODA によって実施される企業による開発協力事業が、開発途上国での人権侵害や環境破壊に結びつかないように、人権デューデリジェンスを実施して人権に負の影響を及ぼすリスクを回避するよう企業に求めるとともに、環境と開発を両立させるため、脱炭素化の促進を含め、開発に伴う様々な環境への影響や気候変動対策に十分に注意を払う。」という表現に変えてください。

<理由> 『「ビジネスと人権」に関する行動計画』策定後に改定する開発協力大綱として、「ビジネスと人権」に関する国の人権保護義務に言及し、同行動計画との「政策の一貫性」を保証する必要があるため。また、「開発協力大綱の改定に関する有識者懇談会報告書」での記述「ODA が人権侵害や環境破壊に結びつかないように、国内のガイドライン等との整合性を確保していくことが必要である」を踏まえることが重要であるため。

<意見 15>12 ページ「(6) ジェンダー主流化を含むインクルーシブな社会の促進・公正性の確保」に関し、「ジェンダー主流化を通じて達成すべき目標を明記し、それを確保するためにジェンダー統計の充実に取り組む」ことを明記してください。また、「全ての人が開発の恩恵を受けられる」を、「全ての人が開発の全プロセスに主体的に参加し、そのことにより恩恵を享受することができる」という表現に変えてください。また、ここだけ「インクルーシブ」という表現が使われていますが、他の箇所でも使われている「包摂性」と同義だと解釈できるため、「ジェンダー主流化を含む

包摂的な社会の促進・公正性の確保」に変更してください。

<理由>ジェンダー主流化という抽象的な表現をより具体的な表現とするため、また多様な人たちの参加は「恩恵を受ける」ためではなく「主体的に開発プロセスに参加すること」が重要であるため。

<意見 16>13 ページ「3. 実施体制・基盤の強化」について、「すべての ODA 事業にジェンダー平等の促進が盛りこまれ、また全支出の最低 20%はジェンダー平等を主要な目的とする事業に支出する」ことを明記してください。

<理由>ジェンダー主流化への貢献を明確にするため。

<意見 17>13 ページの「3. 実施体制・基盤の強化」に、「すべての ODA 資金に関し、アカウントビリティを保証するためのメカニズムを整備し、達成目標、目標達成を測る指標、目標達成期限を明確に示す」ことを明記してください。

理由：税金を財源とする ODA には透明で公正なアカウントビリティの保証が不可欠であるため。

<意見 18>14 ページの「4. 開発協力大綱の実施状況に関する報告」の冒頭に、「「開発協力大綱」の実施をモニターし評価する第三者による委員会を設け」を加えてください。

<理由>内部評価ではなく、第三者による評価が必要不可欠であると考えため。